

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年1月26日(2006.1.26)

【公開番号】特開2004-189951(P2004-189951A)

【公開日】平成16年7月8日(2004.7.8)

【年通号数】公開・登録公報2004-026

【出願番号】特願2002-361629(P2002-361629)

【国際特許分類】

C 0 9 D 13/00 (2006.01)

B 4 3 K 19/00 (2006.01)

【F I】

C 0 9 D	13/00	
B 4 3 K	19/00	D
B 4 3 K	19/00	F

【手続補正書】

【提出日】平成17年12月7日(2005.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

【従来の技術】

従来、紙以外のガラスや金属、プラスチックなどの平滑な面にも筆記できる固形筆記体として、種々検討されている(特許文献1参照)(特許文献2参照)。その中で、酸化チタンを用いたもののが知られている。通常酸化チタンは、白色顔料として隠蔽性が要求されるため、その平均粒径として0.2~0.4μmのもの(特に0.27μm前後)が一般的に使用されてきており、白色系の筆記体やパステル調の色調を得る時などに多く用いられるが、ガラスや金属などの平滑な面においても、酸化チタンを用いると固形筆記体に適度の磨耗が生じて、いわゆる面上へののりがよくなり、消去性も含めて良好な筆記性が得られるのである(特許文献3参照)。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

【特許文献1】特開平4-139275号公報

【特許文献2】特開平6-184488号公報

【特許文献3】特公昭42-6545号公報(第1頁右欄の第39行目から第40行目)